

ステップアップ検討委員会の検討結果等

1 選定10項目について

事項	項目	検討結果	議運確認日	実施時期等
市議会 活性化 の方策	1 一般質問の方法 ① 個人質問導入の是非 ② 一問一答方式採用の是非 ③ 対面方式実施の是非	① 現状も個人質問を含めた形式としているため、現行の方式を継続する。 ② 一問一答方式は包括的な質問がしにくい。また、本会議は大局的な見地から質問をすべき等、積極的な導入意見はみられなかったため、現行の方式を継続する。 ③ 一問一答方式と連動して取り組む必要があるため、現行方式を継続する。	20.2.8	—————
	2 委員会のあり方 ① 常任委員会同時開催の是非 ② 予算特別委員会設置の是非 ③ 常任委員会複数所属の是非 ④ 閉会中の委員会の定期開催	① 委員会の開催は原則1日2委員会とする。 ② 現行の当初予算説明会の実施を継続し、予算特別委員会は設置しない。 ③ 平成19年1月26日の議会運営委員会の内容を尊重し、複数所属は採用しない。(議員定数の検討にあわせて再検討も必要) ④ 現行の協議会方式を継続する。	19.12.18	平成20年2月定例会から実施
広聴及 び広報 の充実	3 市民との対話	実施することとし、議会基本条例の制定項目の中で具体的方法を検討する。	20.2.8	
	4 出前委員会の開催	移動委員会方式により開催する。実施方法等については、要領を制定する。	19.11.26	19.11.26 実施要領施行 <施行後の実績> 20.3.3 経済環境委員協議会 (奈川ゆめのもり会議室) 20.10.15 建設委員協議会 (上高地7ルベソホール)

事項	項目	検討結果	議運 確認日	実施時期等
情報公開の推進	5 議会だよりのあり方	編集要領を制定し、要領に基づき実施する。要領中に議会だよりの編集委員会を規定し、同委員会において編集内容を協議し編集、発行を行っていく。	19.12.12	19.12.18 第1回編集委員会 20.7.15 全面的にリニューアルした第142号を発行
	6 議会運営委員会の公開及び委員協議会会議録の公開	<ul style="list-style-type: none"> 議会運営委員会の公開 原則公開とする。ただし、公開することに支障のある事案については、公開しないことができるものとする。 委員協議会会議録の公開 現行の会議録の様式（資料説明の部分は省略）により公開する。 	19.11.26	<ul style="list-style-type: none"> 19.12.10 開催の議会運営委員会から公開 19.12.13 開催の委員協議会会議録から公開 20.2.1 から閲覧制度実施
政策提案等の推進	7 議会基本条例の制定	制定する。（21.3.19 本会議で全会一致可決）	21.3.19	21.4.1 から条例施行
	8 議員定数のあり方	定数を減とする意見が多数を占めたが全会一致での方向性の集約に至らず、意を同じくする議員での対応とした。	21.2.16	———
その他	9 議長の社会福祉協議会会長兼務の是非（議長の社会福祉協議会会長兼務の是非に関わる付随項目）	<ul style="list-style-type: none"> 兼務しないことを決定。取りやめ時期等は議長に一任 社協理事への就任の取りやめ 中信農業共済組合理事の継続確認 教育文化振興財団評議員の継続確認 農業開発センター評議員の継続確認 	19.12.18 20.2.25	20.3.7 社協に決定内容を通知
	10 文書送付等の効率化及び消耗品等の省資源化	<ul style="list-style-type: none"> 議員整理棚の利用促進 Eメール通知を決定 	19.12.12	19.12.12

2 議会基本条例施行に伴う取組事項について

項目	検討結果	議運確認日
1 議員間の自由討議について	(1) 本会議 討論制度を積極的に活用する。 (2) 委員会 請願、陳情に限らず、議案全般にわたり自由な討議に努める。 (3) 議員協議会、委員協議会等 自由な討議に配慮する。	21.4.24
2 市民参加の方法について	(1) 公聴会及び参考人制度 必要に応じてこれらの制度を活用する。 (2) 意見交換会 市内諸団体との意見交換、移動委員会での意見交換及び議会報告会にあわせた取組みを実施する。 (3) 請願・陳情者の趣旨説明 請願・陳情者の希望により、委員会審査の際に趣旨説明を行える制度を設ける。	21.4.24
3 議会報告会の実施方法について	条例施策推進組織で検討する。	21.4.24
4 政治倫理条例制定の要否について	条例施策推進組織で検討する。	21.4.24
5 反問について	(1) 反問の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 質問の趣旨、内容の確認 ・ 質問の背景、根拠の確認 ・ その他反問権付与の趣旨を逸脱しないもの (2) 一般質問での運用（議長整理のもとでの運用） <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事者の反問の回数には制限を設けない。 ・ 反問に対する議員の発言は、質問ではないので、質問回数及び質問時間には含まない。 ・ 理事者の反問のあった時点で答弁は中断し、反問に対する議員の発言を許可する。 (3) 委員会での運用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 回数、時間の制限を設けず、委員長の整理のもとで運用する。 	21.4.24
6 議会基本条例施策推進組織の設置	4部会の設置を決定 (1) 政策部会 13人 (2) 広報部会 13人 (3) 交流部会 13人 (4) 進行管理部会 議長、副議長及び各会派から1人ずつ選出	21.4.24